

【事例】 昭島市における義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅  
の処分に対する審査請求（平成30年度）について

1 事案の概要

審査請求人は、その養育する2人の児童について、医療費助成を受けるため、現況届を処分庁（昭島市長）に提出した。処分庁が、医療費助成の対象者であるか否かを判断するため、判定の対象となる平成29年中の所得状況を確認したところ、所得制限を超えていたため、処分庁は、審査請求人に対して、医療費助成の受給資格消滅処分を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、平成30年中の収入が平成29年中より200万円下がり、医療費助成が受けられないと経済的に厳しくなるとの理由から、本件処分は、違法又は不当であるとし、本件処分を取消し、医療費助成の医療証の交付を求めている。

3 処分庁の主張

処分庁は、条例及び規則に則って、いわゆる所得制限により、審査請求人の所得額が限度額を超えているため、受給者資格消滅処分を行った。

4 審査会の結論

審査請求は棄却すべきである。本制度は、条例及び規則に基づき実施されており、平成30年度の医療助成受給資格の有無の判定は、平成29年中の所得によるものであり、それ以外の期間のいかなる時点における収入状況をしん酌すべき制度上の仕組みは存しない。本件処分については、条例及び規則に則って適切に行われていることから、適法に行われたといえることができる。

5 審査庁の裁決

棄却とする。本件処分は、違法又は不当な点は認められず、条例及び規則に則って適切に行われているため、受給資格の消滅は妥当である。